

入札保証金について

入札保証金の納付に関して確認するため、別添の第3号様式「入札保証金の納付確認」を一般競争入札参加資格確認申請書とともに提出すること。

提出期限：令和8年3月27日（金）午後5時まで

1 入札保証金の額

見積もる契約金額の100分の5以上とします。もし足りない場合、入札は無効となります。

2 入札保証金の還付

入札保証金は、地方自治法第234条第4項に該当する場合を除き、入札終了後に還付します。

ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の金額又は一部に充当します。

3 入札保証金の免除

沖縄県財務規則第100条第2項の規定に基づき、下記に該当する場合は、入札保証金を免除することができます。

ア 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を以下期日までに提出した場合

提出期日：令和8年3月27日（金）午後5時まで

イ 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公共及び公団を含む）又は地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証明する書類を以下期日までに提出した場合（第3号様式関係）

提出期日：令和8年3月27日（金）午後5時まで

4 現金で納付する場合

納付方法

(1) 環境保全課に次の必要書類（「入札保証金納付書発行依頼書」及び「債務者登録書」）を請求し、必要事項を記入のうえ、環境保全課へ提出する。

（必要書類の請求は、令和8年3月27日（金）午後3時まで）

(2) 納付した後、領収書の写しを環境保全課へ令和8年4月3日（金）の午後5時までに提出すること。